

ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱い

2024年10月28日付疑義解釈(その13)にて、「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」発出されました。

本号では、当該疑義解釈を含め、ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて解説します。ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関しては、以下の取扱いが院内で周知されておらず、査定となるケースが見受けられるため、注意が必要です。

■ ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療の手順

対象患者

1. 内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者
2. 胃MALTリンパ腫の患者
3. 特発性血小板減少性紫斑病の患者
4. 早期胃がんに対する内視鏡的治療後の患者
5. 内視鏡検査において胃炎の確定診断がなされた患者

除菌前の感染診断

以下の検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定可。

- | | |
|-------------|----------------------|
| ① 迅速ウレアーゼ試験 | (60点) |
| ② 鏡検法 | (860点) |
| ③ 培養法 | (200点) |
| ④ 抗体測定 | (抗体定性・半定量：70点、抗体80点) |
| ⑤ 尿素呼気検査 | (70点) |
| ⑥ 糞便中抗原検査 | (142点) |
| ⑦ 核酸増幅法 | (360点) |

「初回検査のみ」
以下の検査を同時に実施した場合は、それぞれの所定点数を算定可。
①+②
④+⑤
④+⑥
⑤+⑥

疑義解釈(その13)
①⑤はPPI、P-CABの影響を受けるため、休薬して実施する。
②③④⑥⑦は休薬せずに実施した場合でも算定可。

陰性

必要に応じて

再検査（以下の場合は1項目に限り算定可）

- ①～⑥で陰性：異なる検査方法により実施
 - ⑦で陰性：ヘリコバクター・ピロリ感染症を強く疑う特有の所見＋異なる検査方法により実施
- ※ 医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載が必要

陽性

陰性（終了）

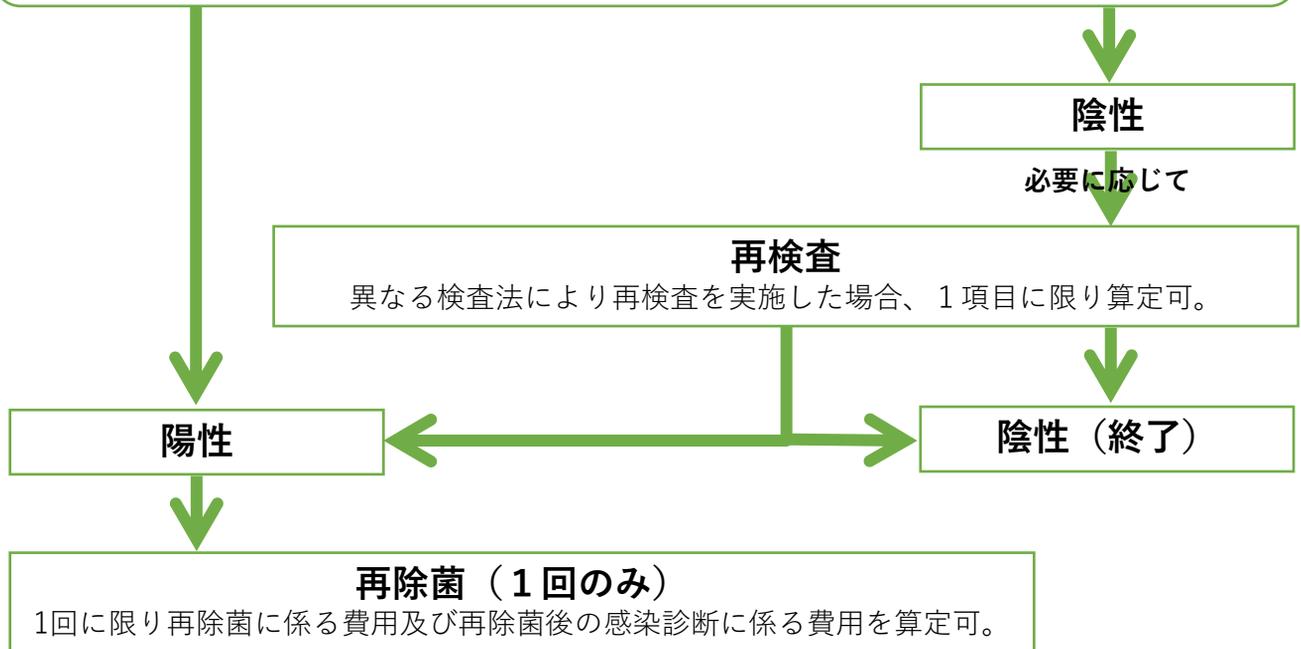
除菌

除菌及び除菌の補助が薬事上効能として承認されている薬剤を3剤併用・7日間内服投与。

除菌後の感染診断（除菌判定）

以下患者に対し、前ページ「除菌前の感染診断」に掲げる検査のうちいずれかを実施した場合に1項目のみ算定可（④⑤⑥の検査を同時に実施した場合は主たる2つの所定点数を初回実施に限り算定可）。

- 除菌終了後4週間以上経過後
- 静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了後2週間経過後（診断結果が偽陰性になる恐れがあるため）
- 抗体測定を実施する場合は除菌終了後6か月以上経過後（除菌前の抗体測定結果との定量的な比較が可能である場合に限る）



■ 診療報酬明細書への記載

ヘリコバクター・ピロリ感染症にかかる検査については、診療報酬明細書へ以下の記載が必要となります。

- 前ページ「対象患者」において内視鏡検査などで確定診断した際の所見・結果
- 前ページ「対象患者」において健康診断として内視鏡検査を行った場合はその旨
- 除菌前感染診断及び除菌後感染診断において検査の結果ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対し、再度検査を実施した場合は、各々の検査法及び検査結果
- 除菌後感染診断を算定する場合は、除菌終了年月日
- 静菌作用を有する薬剤を投与していた患者に対し、除菌前感染診断及び除菌後感染診断を実施する場合は、当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了年月日
- 除菌後の感染診断を目的として抗体測定を実施した場合は、除菌前並びに除菌後の抗体測定実施年月日及び測定結果

また、ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療については、関係学会よりガイドラインを参考とすることとされています。日本ヘリコバクター学会の「H.pylori感染の診断と治療のガイドライン」は2024改定版が出ているため、こちらも合わせてご確認ください。

株式会社ユアーズブレンでは、診療報酬の解釈や指導監査対策等、医事に関する様々なご質問・ご相談に対応する「**医事相談室**」サービスを提供しております。
 詳細をご希望の方は<https://www.yb-satellite.co.jp/original9.html#a04>から、
 またはTEL：082-243-7331e-mail：info@yb-satellite.co.jp からお問合せください。